

日バス協技第75号
令和5年3月13日

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会
会長 清水 一郎

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
事業用自動車（バス）の定期点検について（適用期間の再延長）

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記について、国土交通省自動車局安全政策課長、旅客課長及び整備課長から、別添「新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車（バス）の定期点検について（適用期間の再延長）」のとおり周知依頼がありました。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてバスの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車（バス）については、本取扱いを令和5年6月30日までとされますので了知されるとともに、傘下会員事業者にも周知をお願いいたします。

担当：技術安全部（田中・横山）
電話：03-3216-4015